

神戸市立神港橘高等学校いじめ防止基本方針

平成 28 年 4 月 1 日制定

令和 7 年 4 月 1 日改定

はじめに

神戸市では「いじめは、どのような集団にも起こりうる」という基本認識に立ち、全教育活動を通して、生徒が充実した学校生活を送ることができる、いじめのない学校づくりを目指している。そのために本校ではこの「神戸市立神港橘高等学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止に取り組む基本的な姿勢」

- ① 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を常に念頭に置き、いじめは許されないことであるという認識のもと指導を行う。
- ② すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした未然防止と早期発見に努める。
- ③ 生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④ 思いやりや礼節を重んじ、職業人としての心構えや倫理観をもって行動できる人を育成することをめざし、人間としてのあり方・生き方に関する道德教育を徹底して行う。
- ⑤ 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育み、人間力を培うことにより、他者理解と自己有用感を獲得させ、コミュニケーション能力を向上させる。

上記のポイントに重点を置いて取組を進める。

1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校在籍生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという観点から事実関係を確かめ、対応に当たる。

2. 本校教職員の姿勢

- 生徒一人一人の学校への帰属意識を高め、自分の存在感を感じられるような学級経営、学年経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を示し、生徒の人権教育や規範意識の醸成に努める。
- 生徒の思いやりの心や、命の大切さを育む教育の充実を図る。
- 生徒が自己実現を図ることができるように、分かる授業を日々行うとともに、部活動等のあらゆる教育活動を活用する。
- 生徒一人一人の変化に気づくため、日常の挨拶や声かけを通して生徒の状況を把握するなど、鋭敏な感覚を持つように努める。
- 生徒や保護者との繋がりを大切にし、訴えや話については、きめ細やかな配慮のもとに親身になって聞く姿勢を持つ。
- 「いじめはどの生徒、どの学校にも起こること」「いじめは人間の命に係わる問題であること」を認識し、「いじめ問題」についての理解を深める。
- 「いじめ問題」については特に組織で対応することを心がけ、一人で抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- 学校での最大の教育環境は教職員であることを自覚し、日々の言動について生徒へ与える影響に十分な

配慮をしながら教育活動を展開する。

3. 校内体制について

(1) 神港橋高等学校いじめ問題対策委員会を設置する。

委員：校長、教頭、各学年主任、生徒支援指導部長、生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育担当、スクールカウンセラー

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- 「いじめ」の相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、対象・関係生徒保護者への対応等について協議して行う。なお、「いじめ」に関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いに注意し、本校教職員で情報共有を行う。
- 本校のいじめ対応についての取組の検証と改善を行う。

4. 「いじめ」を未然に防止するために

<生徒に対して>

- 「いじめは決して許されないこと」という認識を全ての生徒がもつように、全校集会をはじめ、さまざまな教育活動の中で指導する。
- 生徒一人一人のコミュニケーション能力を育成し、お互いを尊重し合いながら学校生活が送れるようにする。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 情報モラルや情報リテラシーについて授業で学ばせると共に、サイバーネット犯罪防止等に関する講演会を実施して意識啓発に努める。
- 分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- キャリア教育の中で「学ぶこと」、「働くこと」の大切さを理解させ、「生きる力」を涵養する。
- 「命」の大切さについて、授業やHR活動をはじめ、すべての教育活動を通して育む。
- いじめに「第三者なし」とは見えて見ぬふりをする者のことであり、「いじめ」を見たらすみやかに教職員や友人に知らせたり、やめさせたりすることを指導する。

<学校全体として>

- 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- 「いじめ」に関するアンケート調査を学期毎に実施し、その結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- 生徒支援指導部を中心に教育相談体制の充実を図り、いつでも、誰にでも相談できる環境を整える。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深め、実践力を高める。
- 生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。

<保護者・地域に対して>

- 家庭で生徒が発する SOS に気づいたら、すぐに学校に相談してもらうよう伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを保護者会、学校だより、地域での会合等で伝えて理解と協力を得る。

5. 「いじめ」の早期発見について

- 個人面談や三者懇談を定期的に設定し、生徒や保護者が担任に悩みを相談できる時間を確保する。
- 教職員が普段より生徒に声かけを行い、日常の生徒の様子を観察する。
- スクールカウンセラーとの連携を密にするなど、生徒の相談体制を整備する。

- 生徒の様子の変化を担当だけでなく多くの教職員で見守り、気づいたことを情報共有する。
- アンケート調査などを活用し、生徒の人間関係や学校生活等の把握に努め、共に解決していく姿勢を示し、生徒との信頼関係を深める。

6. 「いじめ」の早期対応について

- 「いじめ」に限らず、困ったことや悩んでいることの相談窓口が、校内及び校外にあることを伝える。
(スクールカウンセラー、教育相談室、こうべっこ悩み相談、ひょうごっこ SNS 悩み相談等)
- いじめられている生徒や保護者からの訴えがあれば、丁寧な事情聴取を行い、学校組織として事実関係を把握し対応する。
- 「いじめ」に関する相談を受けた教職員は、管理職に報告すると共に、いじめ問題対策委員会等で情報を共有する。
- 学校で把握した事実関係を正確に当該生徒の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- 再発を防止するため、「いじめ」を受けた生徒・保護者への支援と、「いじめ」を行った生徒への指導、保護者との連携を継続的に行う。
- 日頃から、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等関係機関と連携しながら、生徒の健全育成に努める。

7. 特別な支援を必要とする生徒への対応

- 特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育推進委員会も含めて支援体制を確立していく。

8. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくりについて保護者に協力を依頼する。
- インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、授業や専門家の講演会などを通じて、情報モラルの向上を目指す。
- 情報モラル教育や情報リテラシー教育を積極的に進めるために、兵庫県警サイバー対策課や少年サポートセンター等の関係機関との連携を強化する。
- インターネットやソーシャルメディア利用による「いじめ」が確認された場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

9. 保護者・地域との連携

- 育友会や地域の会合等で、学校の「いじめ」への取組や現状を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

10. 関係機関との連携

- 犯罪行為等が認められた場合は、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携し対応する。
- 学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、積極的に連携体制をとる。

11. 「いじめ事案」への対処について

- 生徒の人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、事案状況や指導内容を時系列で正確に記録する。
- 保護者に対して、事実説明、再発防止体制について説明を行う。
- いじめられた生徒を守るために全教職員で情報共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- いじめた生徒へは、「いじめは許さない」という毅然とした指導を行い、相手を思いやることや、自分

自身の行為について考えさせ、二度といじめを起こさせない環境を構築する。

- 教育委員会事務局に事案発生の一報を入れるとともに、適宜途中経過を報告する。

12. いじめ重大事態への対処について

- いじめ重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。

いじめ重大事案とは

- ① 「いじめ」により生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- ② 「いじめ」により生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。
目安は年間 30 日とする。ただし、連続して欠席している場合は、目安に関わらず迅速に調査に着手する。
- 教育委員会事務局の指示のもと、調査組織を設置し、すみやかに調査する。
- 「いじめ」を受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

13. その他

- 神戸市立神港橘高等学校いじめ防止基本方針は本校の状況に応じて、神港橘高等学校いじめ問題対策委員会において検証・見直し、必要があるときは改定を行う。